

令和5年7月19日

七和小学校
保護者 様

七和まちづくり協議会
会長 伊藤 典毅



七和まちづくり協議会のキャラクター作成と応募について（ご依頼）

酷暑の候 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本協議会にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本協議会は、地域課題解決に向けて、地域のことは「地域が決める・地域が取り組む新しい地域コミュニティの実現に向けて、皆様のご協力とご支援のもと、昨年10月に設立された組織です。昨年11月3日には設立記念事業として「七和あきまつり」を実施いたしました。

この度、本協議会では、七和にゆかりのあるものが描かれているキャラクターを七和小学校1年生から6年生の児童を対象として作成と応募をご依頼する運びとなりました。

つきましては、応募要項をご一読の上、応募用紙に記載の上、提出をご依頼する次第でございます。

夏休み期間中で何かとお忙しい中とは存じますが、ご希望される方は、下記日時までにご提出くださいますよう、ご協力の程、何卒、よろしくお願いいたします。

なお、選ばれた作品には、ささやかですが、当協議会から記念品等をお渡しいたします。

○提出期限 令和5年9月7日（木）
○提出先 七和小学校



七和まちづくり協議会

本件のお問い合わせ先

七和まちづくり協議会 事務局

七和まちづくり拠点施設 大屋、野村

電話 31-2036

おうば ようこう ひと よ
応募にかんする要項をおうちの人と読んでね。

七和まちづくり協議会 キャラクターコンテストの応募要項

- ・テーマ『七和をイメージしたキャラクター』
 - ・複数のキャラクターをセットで描いても構いません。
 - ・アイビスペイントなどデジタルで描いたものでも構いません。ただし、印刷をして応募用紙と一緒に提出してください。
 - ・応募作品はWEB、SNS、紙媒体やイベントなどで使用される場合があります。予めご了承ください。
 - ・応募作品の返却は致しません。
 - ・生成AIを使って作成した作品は、受付いたしません。
 - ・応募できるキャラクターは、応募者本人の自作かつ未使用作品で、著作権その他第三者の権利を侵害していないもの、その他法令の定めには違反していないものに限りします。これらの条件に違反していることが判明した場合は、入賞していた場合でも無効とします。
 - ・採用作品の著作権、二次使用权、商品化権、放送権、その他一切の権利は、七和まちづくり協議会に帰属するものとします。
 - ・応募の際に提出していただいた個人情報、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき適切に管理し、作品の審査、発表など、当キャラクター募集以外の目的には使用しません。
 - ・採用作品に一部修正、追加を加えることがあります。
 - ・応募作品についての著作権等に関わる問題が生じた場合、応募者の責任とします。
 - ・公序良俗に反するもの、著作権その他第三者の権利を侵害するもの等は、選考の対象外とします。
 - ・応募者は、応募作品について、七和まちづくり協議会及び七和まちづくり協議会が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとします。
- 別紙、応募用紙でご応募ください。



七和まちづくり協議会 キャラクターコンテスト

応募用紙

ふりがな		がくねん 学年	ねん 年
お名前			
保護者氏名			

応募要項を承諾の上、応募します

キャラクター名	
---------	--

ここに七和まちづくり協議会イメージキャラクターを描いてください

--

色鉛筆やペン、アプリなどで色をつけてもらってもいいです。

1人 1作品まで